

答 申 書

1 審査会の結論

羽幌町長（以下「実施機関」という。）が、平成23年6月10日付け羽総情号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）において非公開とした部分のうち、平成22年度市街地区除排雪業務委託における設計変更決定書内の除排雪業務に関する機種別稼働実績（市街地区分）（以下「本件対象公文書」という。）の設計単価および設計時間を除いた次に掲げる部分を公開することが妥当である。

ア ①×②（円）欄（機種別過不足設計金額：（設計時間－実績時間）×設計単価）

イ 機種別過不足金額合計欄（前記のア欄の合計金額）

ウ 排雪運搬（ダンプ10t級）に係る不足金額の1万円未満を切捨てた金額欄（設計変更決定額）

エ 排雪工のみの過不足合計金額欄（排雪工全体の過不足設計金額の合計金額）

※ ア～エは全て設計金額に関する内容である。

2 不服申立て（異議申立て）の趣旨及び審査の経緯

（1）異議申立ての経過

（ア）本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成23年6月3日付けで、「別紙の車輛（タイヤドーザー）にかかわる、契約の直近3年分のすべての書類及び運行記録（昨年）」につき、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき公文書の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。

（イ）同年6月10日付けで実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、設計金額に関する内容の部分は、条例第6条第1項第4号「町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして非公開とする本件処分を行った。

（ウ）同年6月27日付けで申立人は、実施機関に対し、公開した公文書のうち同年3月31日付け羽建管号による「工事の設計変更について」内の設計変更の根拠となる「除排雪業務に関する機種別稼働実績」の設計金額に関する内容を非公開とした本件通知処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをしたので、実施機関は同年6月30日付けで、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条に基づく諮問を行った。

(2) 本件公開請求の対象となった公文書について

実施機関が公開した公文書の内容は、次の①から④であり、非公開としている設計金額に関する部分を除き公開している。

- ① 平成19年度～平成21年度市街地区除排雪業務委託契約関係書類
- ② 平成22年度市街地区除排雪業務委託契約関係書類
- ③ ②の平成22年度除排雪業務委託における設計変更決定書
- ④ 平成22年度排雪日数および気象資料

なお、異議申立ての対象となった本件対象公文書は、③の平成22年度市街地区除排雪業務委託における設計変更決定書に含まれているが、これは例年になく降雪により排雪に係る機械の稼働時間が当初の予定を大幅に上回ったため、最終的な実績を踏まえ平成23年3月31日に設計変更を行った公文書である。

(3) 審査の経緯

(ア) 当審査会における審査手続きとして、平成23年7月20日の第1回目の審査会開催後、実施機関に対し非公開理由の説明を求め、申立人に対しては追加の意見陳述等の有無を照会したところ、同年8月1日に設計単価非公開に対する意見書および証拠説明書が提出された。

(イ) 同年8月2日に第2回目の審査会を開催した際、実施機関側より本件処分に関して非公開とした理由の変更の申し出があり、当審査会としてはその変更を承認し、申立人においても同意を得られたことから、非公開とした理由を条例第6条第1項第4号から同項第5号へと変更した。

(ウ) 同年9月20日に第3回目の審査会を開催するにあたり、申立人及び実施機関へ追加説明の意見陳述および資料等の提出を照会したところ、実施機関より同年9月15日に追加の説明資料が提出された。

(エ) 同年10月13日に第4回目の審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分により一部公開とした公文書の内容を検分したうえで、申立人の異議申立書、設計単価非公開に対する意見書および証拠説明書並びに実施機関の非公開理由変更理由書、情報公開審査会説明資料および口頭意見陳述に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町

と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、町民から公開請求のあった公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報の該当性について、事案の内容に即し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

この点については、申立人においても異議申立書の中で「条例では目的において町民の知る権利を定め、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資することを目的としており、実施機関の責務としては条例の解釈、運用にあたって、公文書の公開を求める町民の知る権利を十分尊重するものである」と主張しているところである。

(2) 市街地区除排雪業務委託について

(ア) 業務の内容

市街地区の除雪、排雪に係る業務（以下「本件業務」という。）を町内の民間事業者へ委託し実施している。

実施機関の説明では、平成18年度までは、羽幌町の直営により本件業務が実施され、平成19年度より民間事業者への業務委託方式へと移行している。

(イ) 契約方法について

平成19年度～平成21年度については、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条および同施行令（昭和22年政令第16号）第167条に規定する指名競争入札の方法により、町内の土木事業者12社を指名して入札を執行し、3年間の長期継続契約を行っている。

平成22年度については、地方自治法第234条および同施行令第167条の2第1項第6号に規定する随意契約の方法により単年度契約を行っている。

また、平成23年3月31日には、例年のない降雪により排雪に係る機械の稼働が当初の予定を大幅に上回ったため、最終的な実績を踏まえ、平成22年度の本件業務に係る契約を設計変更決定書により設計変更を行い、請負事業者に対し通知し、承諾書を得て、契約変更している。

いずれにおいても、本件業務に関しては、予定価格を「非公表」として公開していない。

なお、羽幌町における予定価格の事前公表の判断基準は、一般的な工事であれば、予定価格が130万円以上の場合に最低制限価格を設定し、予定価格の事前公表を行っている。この予定価格の公表は、建設工事等に関するものとされており、本件業務のような委託については、含まれないとしているため、予定価格は公表しない形での入札ないし見積合わせを行っている。

(ウ) 設計変更について

本件業務に係る設計変更について、実施機関は(イ)でも説明しているように、平成22年12月下旬から平成23年1月上旬に渡り、記録的な降雪とその後も雪が降り続いたことで、除雪作業以外の排雪運搬に係る機械の平成23年3月末までの稼働時間が、当初の予定を大幅に上回ったことを理由に委託契約書第18条(契約に定めのない事項)の規定に基づき、最終的に設計変更したものである。

この設計変更の根拠となる書類として、2種類の書類が公開されているが、一つ目の「本件対象公文書(除排雪業務に関する機種別稼働実績(市街地区分))」では、工種別(除雪工・排雪工)、機種別(除雪作業・路面整正・排雪積込・排雪運搬)、年度別(平成19年度～平成22年度)、月別(12月～3月)の稼働状況および設計変更に係る設計時間や設計単価、その合計額などが記載されている。二つ目の「平成22年度排雪日数及び気象資料」では、平成13年度から平成22年度までの「排雪作業日数」、「降雪日数」、「降雪量」、「気温」、「積雪深」、「平均風速」、「日照時間」が記載されている。

当審査会でも確認したところ、一つ目の本件対象公文書では、今回の設計変更の根拠となる排雪工における「排雪運搬に係るダンプ(10t級)」の稼働時間が公開されているが、平成22年度実績と平成21年度実績とを比較すると、機械の稼働時間が1,735時間増加しており、平成19年度から平成21年度までの過去の平均実績と比較しても1,490時間の増と突出していることがわかる。

さらに二つ目の平成22年度排雪日数及び気象資料では、積雪量を示す「積雪深」について、平成21年度と比較したところ、平成22年12月では78センチの増、平成23年1月では62センチの増となっており、いずれも過去10年間の平均を上回っていることから、これらの情報から例年にない大雪の影響により排雪運搬作業が大幅に増加した状況が明らかになっている。

なお、設計変更に係る契約金額であるが、当初契約した平成22年11月20日から平成23年3月31日までの契約期間の契約額は、40,740,000円であり、その後の設計変更による委託料の額は、9,387,000円増額し、最終的な契約金額を50,127,000円としている。

(3) 条例第6条第1項第5号の該当性について

(ア) 条例における非公開情報の解釈

条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う監査、検査、取締り、契約、交渉、争訟、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営、

その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、町民の福祉の増進を図りながら最少の経費で最大の効果をあげるという地方公共団体に課せられた義務を果たすため、行政は、公正かつ円滑に運営されなければならないと、公開することにより、事務事業の目的を失わせ、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の適切な運営に対し、著しい支障が生ずる情報を公開しないことができる」と定めている。また、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどについても同様に非公開情報になり得ると考えられる。

この「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務または事業の本質的な性格、具体的には、当該事務または事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、さらに、事務または事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

さらに、「支障」の程度とは、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(イ) 本件対象公文書について

本件対象公文書に記載されている内容は、以下の情報である。

- ① 工種欄（本件業務である「除雪工」および「排雪工」に区分されており、さらに「除雪作業」、「路面整正」、「排雪積込」、「排雪運搬」別に区分されている。）
 - ② 機種名欄（①の工種欄での工種区分に応じた機械の機種名）
 - ③ 「設計時（時間）」欄（平成22年度における機種別の設計総時間数）
 - ④ 実績（時間）欄（平成19年度から平成22年度における年度別の委託事業者の稼働実績時間）
 - ⑤ 「比較（設計－実績）①」欄（平成22年度における設計総時間数と実績総時間数の比較）
 - ⑥ 「設計時単価（円）②」欄（平成22年度設計単価）
 - ⑦ 「①×②（円）」欄（機種別過不足設計金額：（設計時間－実績時間）×設計単価）
 - ⑧ 「過不足合計金額」欄（機種別過不足設計金額の合計。⑦の合計金額）
 - ⑨ 「排雪運搬（ダンプ10t級）に係る不足金額の1万円未満を切り捨てた金額」欄（設計変更決定額）
 - ⑩ 「排雪工のみの過不足合計金額」欄（排雪工全体の過不足設計金額の合計金額）
- ※ ①から⑩の内、設計金額に関する内容として非公開としている情報は、①、②、④を除いた情報である。

(ウ) 設計金額について

設計金額とは、業者から提出される「見積価格（入札価格）」の当否や、発注者の示す仕様（内容や考え方）にそって適正に行われるかどうかの判断基準となるため極めて重要なものである。

これについて、実施機関からの説明では、設計金額は、設計時（時間）（以下「設計時間」という。）に設計時単価（以下、「設計単価」という。）を乗じて機種別に算定しており、基本的には予定価格と同額とし、公表していないとのこと。

この設計金額を算定する際の基本となる設計時間については、過去の機械の稼働時間を考慮して設定しており、設計単価については、北海道の単価を参考とし、羽幌町の除雪事業費の実績を考慮して、町独自の単価として1時間当たりの単価をそれぞれ機械の機種毎に設計しているものである。

(エ) 契約事務の適正な遂行に支障をきたすおそれについて

実施機関からの説明では、本件業務に係る設計時間や単価については、その積算方法や基礎数値、除雪路線の変更や稼働時間の変更などよほどのことがない限り大きく変えることはないため、本件業務のように毎年反復継続されるような性質の事務または本業務の予定価格となる設計金額およびその詳細となる設計単価等に係る部分が公開されることにより、設計金額が推測され事務の適正な遂行に支障をきたすとともに、競争による入札、見積合わせなどの制度の根底が覆されるおそれがあるとしている。

一方申立人においては、今回の情報公開請求の目的としては、平成22年12月末から平成23年1月に渡る未曾有の降雪の対応として、議会に対し委託契約金額の増額の提案をされ、その結果として同年3月までの降雪量の結果をみて対応するとの新聞報道があったが、その後の検証内容が不明なため、本件情報公開に臨んだものとしている。

そこで、平成19年度から平成21年度までの長期継続契約の入札結果を例に説明しているが、平成19年10月29日に羽幌町の指名事業者12社により指名競争入札が行われ、入札金額が11,220万円から11,340万円の範囲で、その差が120万円の間で入札されており、当然事業者として運営コストや調達能力に格段の差があり、また財務内容等や各社の採用する土工事の積算ソフトが様々でありながら、このような入札結果となっていることから、北海道の設計を基にかなり精度の高い形で設計金額に関しては、当然承知の上で応札しており、設計金額を秘匿すること自体が形骸化しているとの証左にほかならないと述べている。

また、平成23年3月31日に実施機関側から提案された本件業務の設計変更に関する案件が、委託契約書には明記されていない部分であり、止むなく同契約書第18条により提案されたと思料するが、9,387,000円の税金が更に支出された根拠であるため、本件業務は既に業務委託契約が終了しているものであり、この情報を公開しないのであれば、条例の重要な目的を実施機関自らが放棄し、さらに条例に違反することになると述べている。

当審査会としては、(イ)の本件対象公文書の内、実施機関が非公開としている本件処分理由として、「設計金額に関する内容」を公開することにより事務の適正な遂行に支障をきたすとともに、競争による入札、見積り合わせ（以下「入札等」という。）などの制度の根底を覆すおそれがある旨の説明があったので、この点について検証することとする。

a 設計金額について

町が行う各種契約の財源は、すべて税金で賄われていることから、契約の締結にあたっては町民の福祉の向上を図りながら、最少の経費で最大の効果をあげるという地方公共団体に課せられた義務を果たすことが要請されているものである。

一般に予定価格は、過去の設計金額等をもとに決定されるものであり、将来、同種の契約を行う予定があったり、継続的に同様の契約を行う予定がある等の事情があれば、その設計金額を公表した場合、翌年度以降の予定価格を類推することが可能となる。

実施機関からの説明では、本件業務委託については、同じ条件（仕様）での入札等が存在しない建設工事等の公共工事とは異なり、毎年度反復継続して同様の積算方法により、入札等を行うことが予定されていることから、予定価格と同額としている設計金額を公表することは、翌年度以後の入札等における予定価格を容易に類推することが可能となる旨主張しているところである。

確かに、本件業務委託に係る設計金額は、除排雪に係る機械の機種毎に設計時間と設計単価を乗じて得た額の総額で積算されており、その業務の性質上基本的に同一の積算方法により、毎年反復継続して市街地区という特定の区間に限って入札等が行われていることから、設計金額を公表した場合、当該設計金額と契約（落札）金額とを比較分析するなどして、翌年度に行われる本件業務委託の設計金額を一定程度類推することは可能であると推認されるが、設計金額の積算根拠である設計単価や設計時間が明らかにされない限り、近似値的に類推することはできないものと認められる。

このことから、設計金額を公開したとしても実施機関の主張する事務の適正な遂行に支障をきたすとともに、競争による入札、見積り合わせなどの制度の根底が覆されるおそれがあるものには該当しないものと判断する。

b 設計単価について

次に、設計単価について検証するが、実施機関からの説明では、設計単価については、北海道の単価を参考として、羽幌町の除雪事業費のこれまでの実績を考慮し、町独自の単価として、1時間当たりの単価をそれぞれ機械の機種毎に設計しているものである。このことから、設計金額およびその根拠となる設計単価等について、公表されていないことを考慮すると、たとえ随意契約締結後であっても、本件業務委託に係る設計単価等が公表された場合には、見積事業者において、それをもとに将来の設計金額を推測することが容易になり、予定価格直下への入札価格となるおそれが生じる可能性は否定できない。

また、本件業務委託における設計単価は、業務の性質上基本的に同一の積算方法により、毎年度反復継続して行われており、その設計に当たっては、過去の設定単価をもとに人件費や燃料費等を勘案して多少の修正をする程度のものにとどまるか、若しくは本件業務に支障を及ぼすほどの変動がなければ同額として据え置くこともあるため、本件業務委託における設計単価を公開した場合、翌年度以降の本件業務委託における予定価格を相当の精度をもって類推されるものと認められる。

したがって、設計単価を公表することは、翌年度の設計金額（予定価格）が、相当の精度をもって類推され、このことは、町民の福祉の向上を図りながら、最少の経費で最大の効果をあげるという契約事務の目的を失わせ、将来の本町における同種の事務事業の公正または適正な執行に支障を及ぼすものと認めるものである。

c 設計時間について

最後に設計時間について検証するが、実施機関からの説明では、設計時間は、過去の機械の稼働時間を考慮して機種別に設定しており、これに設計単価を乗じたものが設計金額となるものである。

よって、設計時間は過去の稼働実績を考慮して設定していることから、これが公開された場合、過去の設計時間と実績時間とを比較することによって、一定の法則性が明らかとなり、翌年度以降の設計時間が相当の精度をもって類推されるおそれがあるとともに、さらには仮にこの設計時間を公表した場合または設計時間が類推された場合、設計金額の算出方法から、必然的に非公開としている設計単価をも公表することにつながることになる。

したがって、bの設計単価と同様に設計時間を公表することは、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるというべきである。

上記のことから、「設計金額」については、条例第6条第1項第5号の非公開理由には該当せず、設計金額の積算根拠である「設計単価」および「設計時間」は、条例第6条第1項第5号の非公開理由に該当する情報であると判断する。

(オ) その他

当審査会は、実施機関が行った公開決定等に対して異議申立てがなされた場合において、その対象となる公文書の全部または一部が非公開情報に該当するか否かを条例の規定および趣旨に照らしながら調査審議するものであることから、申立人のその余の主張については、本異議申立ての審議の対象とはしなかった。

(カ) 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、上記1の結論のとおり答申するものとする。

4 審査会における処理・審議の経過

別紙のとおり

5 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後 藤 英 文

職務代理者 花 村 春 光

委 員 本 間 貴 彦、岡 戸 千佳子、足 達 由 香

別紙

審査会の処理・審議の経過

年月日	処理内容
平成 23 年 6 月 30 日	・実施機関から「諮問書」を受理
平成 23 年 7 月 20 日 (第 2 回審査会開催)	・審議
平成 23 年 7 月 26 日	・実施機関へ非公開理由の説明を要請 ・申立人へ補足の意見書等の提出を照会
平成 23 年 8 月 1 日	・申立人からの書面を受領 ・実施機関からの書面を受領
平成 23 年 8 月 2 日 (第 3 回審査会開催)	・実施機関による非公開理由変更説明および口頭理由説明 ・申立人による口頭意見陳述 ・審議 ※ 双方へ提出書類の写しを交付
平成 23 年 9 月 2 日	・申立人および実施機関へ補足の意見書等の提出を照会
平成 23 年 9 月 15 日	・実施機関からの書面を受領
平成 23 年 9 月 20 日 (第 4 回審査会開催)	・審議
平成 23 年 10 月 13 日 (第 5 回審査会開催)	・審議